

令和2年11月臨時会

御杖村議会会議録

令和2年11月27日開会
令和2年11月27日閉会

御杖村議会

◎目 次

◎議事日程	－1－
◎本日の会議に付した事件	－1－
◎出席議員(8名)	－1－
◎欠席議員(0名)	－1－
◎会議録署名議員	－1－
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	－1－
◎職務のため議場に出席した事務局職員	－1－
◎〔発言記録〕	－2－
◎開会及び開議の宣告	－2－
◎会議録署名人の指名	－2－
◎会期の決定	－2－
◎議案第29号、御杖村議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について、議案第30号・特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例の制定について、議案第31号・一般職の職員の給与に関する条 例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号御杖村パートタイム会計年 度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制 定について〔一括上程・一括説明〕	－2－
◎議案第29号、御杖村議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について〔質疑・討論・採決〕	－3－
◎議案第30号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正 する条例の制定について〔質疑・討論・採決〕	－3－
◎議案第31号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて〔質疑・討論・採決〕	－4－
◎議案第32号、御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑・討論・採決〕	－4－
◎議案第33号、令和2年度御杖村一般会計補正予算(第7号)の議定について 〔質疑・討論・採決〕	－5－
◎閉議及び閉会の宣言	－6－
◎議事録署名	－7－

令和2年11月御杖村臨時会

令和2年11月27日(金)

開会 午前9時00分

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第29号[原案可決]

御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議案第30号[原案可決]

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第31号[原案可決]

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第32号[原案可決]

御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第33号[原案可決]

令和2年度御杖村一般会計補正予算(第7号)の議定について

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(8名)

議長	山岡隆良君	副議長	吉田俊弘君
1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
5番	松岡一生君	6番	木村忠雄君
7番	盛岡英成君	8番	山崎往男君

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

7番 盛岡英成君 8番 山崎往男君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
副村長	松原永治君
教育長	丸山栄君
総務課長	中嶋英樹君
保健福祉課長	廣尾真貴子君
住民生活課長	片岡保昌君
会計管理者	今井智君
教育委員会次長	中村康幸君
むらづくり振興課長	仲子雄史君
産業建設課長	古谷匡敏君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

◎[発言記録]

(午前9時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長(山岡隆良君):皆さん、おはようございます。

本日の11月臨時会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和2年11月御杖村議会臨時会は成立致しました。よって、ただ今から、開会します。ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(山岡隆良君):本日の議事日程は、配布済日程表のとおりとします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、7番盛岡英成君・8番山崎往男君を指名します。

◎会期の決定

○議長(山岡隆良君):次に、日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認め、よって、会期は本日の1日間と決定しました。

◎議案第29号・御杖村議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号・特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号・一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について[一括上程・一括説明]

○議長(山岡隆良君):これより議事に入ります。議案第29号・御杖村議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号・特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号・一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての4議題を、一括議案とし提案理由についても一括して行い個別審議としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山岡隆良君):異議なしと認めます。したがって、これより議事をそのように進めます。日程第3・議案第29号から日程第6・議案第32号までについて、一括して提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、令和2年10月7日付けで人事院の勧告が行われたことにより、国家公務員のボーナスについて減額改定が予定されています。国家公務員の給与規定を準用している本村の4つの関係条例について同様の改定をお願いするものです。内容につきましては、総務課長の方から説明いたします。

○総務課長(中嶋英樹君):議長。

○議長(山岡隆良君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):本年度の人事院勧告については、期末手当支給月数を年間 0.05 引き下げるといふものです。各条例における支給月数の改定内容は、議案第 29 号の議会議員及び議案第 30 号の常勤特別職については、本年度の12月支給分を 100 分の 170 から 100 分の 165 にすることにより 0.05 引き下げます。来年度は、6月及び12月の支給分を 167.5 として、2回の支給で 0.05 引き下げます。

また、議案第31号の一般職及び議案第32号のパートタイム会計年度任用職員については、12月支給分を 100 分の 130 から 100 分の 125 に、来年度の6月及び12月の支給分を各 127.5 としております。

なお、フルタイム会計年度任用職員については、一般職の規定を準用しておりますので、一般職の改定に伴い自動的に適用されることとなります。

以上、一括しての内容説明とさせていただきます。

◎議案第29号・御杖村議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について[質疑・討論・採決]

○議長(山岡隆良君):それでは、日程第3・議案第29号御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第3・議案第29号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3・議案第29号御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号・特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について[質疑・討論・採決]

○議長(山岡隆良君):それでは、日程第4・議案第30号特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第4・議案第30号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第4・議案第30号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号・一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について[質疑・討論・採決]

○議長(山岡隆良君):それでは、日程第5・議案第31号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第5・議案第31号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第5・議案第31号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第32号・御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について[質疑・討論・採決]

○議長(山岡隆良君):それでは、日程第6・議案第32号御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第6・議案第32号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6・議案第32号御杖村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第33号・令和2年度御杖村一般会計補正予算(第7号)の議定について

[上程・説明・質疑・討論・採決]

○議長(山岡隆良君):次に、日程第7議案第33号令和2年度御杖村一般会計補正予算第7号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(山岡隆良君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれに3,689万9千円を追加し、補正後の総額を29億815万4千円とするものです。

新型コロナウイルス感染症拡大に対応すべく3つの事業を計上しております。内容につきましては、副村長から説明いたします。

○副村長(松原永治君):議長。

○議長(山岡隆良君):松原副村長。

○副村長(松原永治君):令和2年度御杖村一般会計補正予算第7号の内容について、ご説明申し上げます。予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ36,899千円を追加し、総額を2,908,154千円とするものです。歳出からご説明申し上げます。予算書の4ページの中段、3・歳出をご覧ください。款・10総務費、項・5総務管理費、目・40企画費の補正額31,921千円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の一環で、村内の経済対策として実施する、2回目の地域振興券交付事業でございます。村民1人につき2万円の地域振興券を交付するもので、需用費400千円、役務費421千円の事務経費及び償還金として31,100千円を計上しております。前回と同様に、村民の方が利用された店舗等に対して換金させていただき仕組みを採るため、この費目としています。

その下、目・65特別定額給付金費、節・18負担金補助及び交付金補助金の300千円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の一環で実施するもので、国の特別定額給付金給付事業の基準日の翌日以降、来年4月1日までに出生した、あるいは出生する子どもに対し、特別出産給付金として1人当たり10万円を給付するものです。

下段です。項・10徴税费、目・10賦課徴収費の補正額4,678千円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の一環で実施するもので、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の村税の納付について、スマートフォンを用いた電子決済やコンビニエンスストアでの支払いができる仕組みを導入する事業です。専用様式の納付書印刷のための需用費1,136千円と、システム導入に要する委託料3,542千円を計上しています。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。同じく予算書の4ページの上段、2・歳入をご覧ください。款・25地方交付税、項・5地方交付税、目・5普通地方交付税、節・5普通地方交付税で、今回の補正総額36,899千円を計上しています。

先ほどご説明しました歳出予算については、全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業となっており、本来であれば財源は国庫補助金として計上するところですが、本村に交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内示額は予算上残額がないため、地方交付税の留保額を充てています。既に予算化しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に、今後入札差額や実績減による残高が生じた場合は、優先して充当することとしています。

以上、令和2年度御杖村一般会計補正予算第7号の概要についての説明させて頂きました。
ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(山岡隆良君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから質疑を行います。
質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山岡隆良君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山岡隆良君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第7・議案第33号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(山岡隆良君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7・議案第33号令和2年度御杖村一般会計補正予算第7号の議定については、原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣言

○議長(山岡隆良君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和2年11月御杖村議会臨時会を閉会とします。お疲れ様でした。

(午前9時16分閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長 山岡隆良

御杖村議会議員 盛岡英成

御杖村議会議員 山崎往男